

議案第24号

世田谷区立教育総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年3月22日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教 育 長 渡部 理枝

(提案説明)

世田谷区立教育総合センターの休館日の変更に伴い、世田谷区立教育総合センター条例施行規則の一部を改正するために本案を提出する。

世田谷区立教育総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立教育総合センター条例施行規則（令和３年１２月世田谷区教育委員会規則第２１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「日曜日」を「毎月の第２日曜日」に改める。

附 則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

世田谷区立教育総合センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立教育総合センター条例施行規則 令和3年12月10日世教委規則第21号 <u>改正</u> <u>令和6年3月27日世教委規則第 号</u> (目的) 第1条 この規則は、世田谷区立教育総合センター条例（昭和63年3月世田谷区条例第24号）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。 (休館日) 第2条 世田谷区立教育総合センター（以下「教育総合センター」という。）の休館日は、次に掲げる日とする。 <u>(1) 毎月の第二日曜日</u> (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。） 2 前項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は変更することができる。 (開館時間) 第3条 教育総合センターの開館時間は、事業を実施するために使用する場合を除き、午前9時から午後5時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。 (委任) 第4条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。	○世田谷区立教育総合センター条例施行規則 令和3年12月10日世教委規則第21号 <u>世田谷区立教育センター条例施行規則（昭和63年7月世田谷区教育委員会規則第7号）の全部を改正する。</u> (目的) 第1条 この規則は、世田谷区立教育総合センター条例（昭和63年3月世田谷区条例第24号）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。 (休館日) 第2条 世田谷区立教育総合センター（以下「教育総合センター」という。）の休館日は、次に掲げる日とする。 <u>(1) 日曜日</u> (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。） 2 前項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は変更することができる。 (開館時間) 第3条 教育総合センターの開館時間は、事業を実施するために使用する場合を除き、午前9時から午後5時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。 (委任) 第4条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

改正後	改正前
附 則 この規則は、令和 3 年12月20日から施行する。	附 則 この規則は、令和 3 年12月20日から施行する。
<u>附 則</u> <u>この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u>	